平成２４年（フ）第３２４号
岐阜市今嶺２丁目４番25号　プレジール今嶺Ｂ棟203号室
債務者　髙久大こと　髙久　藍衣
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７５号
大阪府河内長野市上原町957番地の15
債務者　青山　梨絵
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３６７号
横浜市青葉区大場町273番地１　カネタパールハイツ301
債務者　丸山　孝司
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３号
松江市八雲町日吉333番地219
債務者　須山　和男
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　真也
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５９号
秋田県横手市安田字八王寺182グランデール五番館204号室、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町浅舞字林崎31番地１
債務者　佐藤　暢洋
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３０９号
函館市日乃出町６番７―101号
債務者　小原伸之介
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３６号
北海道茅部郡森町字砂原３丁目131番地１
債務者　米田チヱ子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７１号
さいたま市岩槻区美幸町３番32号
債務者　今　　勝彦
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０２号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目15番地の１光洋ハイツ202号
債務者　三國　由香
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５７号
さいたま市見沼区大字中川107番地４　スモールベアマンション104
債務者　大内つかさ（旧姓矢田堀）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８０号
埼玉県久喜市東１丁目15番24号　コーポあや101号室
債務者　吉田　春雄
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
埼玉県川越市大字小堤835番地１　コンシェール東原203号室、前住所埼玉県坂戸市大字中小坂769番地43
債務者　廣岡　智子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２０号
静岡県田方郡函南町間宮794番地の６
債務者　河野　　昭
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
岡山県総社市門田1224番地　アブニール吉富Ａ101
債務者　三張加恵子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
大分県日田市大字三和215番地９
債務者　櫻木みはる
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３９８号
埼玉県熊谷市男沼145番地
債務者　堀江　徳治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４４号
京都府舞鶴市字北吸500番地―70号
債務者　藤原　千秋
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係